

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託

公募型プロポーザル 応募要領

令和4年6月

小樽市生活環境部環境課

目 次

1	業務名	1
2	業務の目的	1
3	業務委託の概要	1
4	日程及び期限	2
5	参加資格	2
6	企画提案書等の提出	3
7	仕様書・様式等の交付方法	4
8	仕様書等に関する質問の受付及び回答	4
9	選定方法等	4
10	契約手続等	5
11	その他留意事項	5
12	提出先・問合せ先	6
13	評価基準表	7
14	各種様式	8

この要領は、小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務について、事業者の能力等を総合的に比較し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

1 業務名

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務

2 業務の目的

本市は、令和3年5月28日、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、更なる取組を推進していくことを表明した。

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

3 業務委託の概要

(1) 業務内容

- ① 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集・現状分析
- ② 地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計（可能な限り複数のパターンでの推計であること。）
- ③ 地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
- ④ 地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成
- ⑤ ③及び④を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定
- ⑥ ①から⑤までの事業の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催
- ⑦ 報告書の取りまとめ

※詳細は別紙。小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和5年2月14日（火）まで

(3) 事業費

9,643千円（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 委託料に含める経費

本業務の委託料に含まれるものは、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付規定(令和4年4月27日地循社協第0404274号)に定める補助対象経費とする。

(5) 支払方法

受託業者は、業務完了後に提出する報告書等の検査終了後、委託料を市に請求するものとし、市は、受託業者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

(6) 契約保証金

上記(3)の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則(平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
プロポーザル公告	令和4年6月17日(金)
仕様書等の交付	令和4年6月17日(金)～令和4年7月12日(火)
質問の受付	令和4年7月7日(木)午後5時20分まで
質問の回答	随時(最終回答 令和4年7月11日(月)までに回答)
企画提案書等の提出期限	令和4年7月12日(火)午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和4年7月15日(金)
審査結果の通知	令和4年7月20日(水)まで
委託契約の締結	令和4年8月中旬頃

5 参加資格

- (1) 小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録しており、「企画・調査等業務委託」の登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 北海道内に事業所(本社、支店又は営業所)を有している法人であること。
- (4) 小樽市税に滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第

2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(7) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式1）
- ② 業務実施体制（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）
- ④ 企画提案書（様式4）
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 会社概要（任意様式）
- ⑦ 誓約書（様式5）
- ⑧ 小樽市税に滞納がないことの証明書（写し可。提案書提出日前1か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑨ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提案書提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑩ 決算報告書等（申請時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）

(2) 企画提案書等の記載事項

- ① 業務実施体制（様式2）は、業務を実施するための適切な体制を提示すること。
- ② 業務実績調書（様式3）は、過去の類似業務の実績について記載すること。
- ③ 企画提案書（様式4）は、別紙の「小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務仕様書」に基づき、その内容や手法等について具体的に記載してください。

(3) 提出部数

- ・ 正本は、上記（1）の①～⑩の構成で一式とし、1部提出すること。
 - ・ 副本は、上記（1）の②～⑥の構成で一式とし、9部提出すること。
- ※④企画提案書表紙及び⑤見積書は、正本1部のみ押印し、副本9部は複写とする。

(4) 提出期限

令和4年7月12日（火）午後5時20分（必着）

(5) 提出方法

- ① 持参の場合は、平日午前9時～午後5時20分間に持参すること。
- ② 郵送の場合は、令和4年7月12日（火）（必着）とする。

(6) 注意事項

提案書の提出期限後の追加資料の提出及び差し替え、再提出は認めません。

7 仕様書・様式等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードすること。

<ホームページアドレス> : <http://www.city.otaru.lg.jp/>

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問書（様式6）を、ファクシミリ又は電子メールで小樽市生活環境部環境課へ送信してください。また、送信後に、電話で着信を確認してください。（送信先及び確認連絡先は、「12 提出先・問合せ先」を参照してください。）

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和4年7月11日（月）までに行うものとします。

なお、質問者にはファクシミリ又は電子メールで回答することとし、併せてその内容について小樽市ホームページに掲載することとします。

9 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員で構成する選考委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価項目をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(3) ヒアリングの実施

説明時間は1事業者につき40分以内（内容説明25分以内、質疑応答15分程度）を予定しています。なお、詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価項目

別紙「評価基準表」のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに、提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ① 「5 参加資格」を満たさなくなった場合

- ② 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
 - ③ 提出書類に虚偽があった場合
 - ④ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ⑤ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つことなど審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - ⑦ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合
- (6) 選定結果の通知
- 選定結果は、提案者全員に文書により通知します。
- なお、選定結果及び選考の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じません。

1 0 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

1 1 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、受託業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがあります。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とします。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となります。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としません。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとします。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄してください。

- (9) 参加申込書等を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面により市へ報告すること。

1 2 提出先・問合せ先

小樽市生活環境部環境課（別館4階）担当：笈田

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話：(0134)32-4111 内線328

FAX：(0134)32-5032

電子メール：kankyo@city.otaru.lg.jp

評価基準表

評価項目		配点
業務経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と同等又は類似した業務実績があるか。 	15
実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。 ・スケジュールは、効率的かつ効果的な内容となっているか。 	15
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性や課題を的確に把握するとともに、地域特性を生かす提案となっているか。 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析、将来推計、脱炭素シナリオ策定、再生可能エネルギー導入目標設定に係る分析・検討等の手法が効果的な提案となっているか。 ・再生可能エネルギー導入施策等の立案に係る課題抽出や検討等の手法が効果的な提案となっているか。 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体実行計画（区域施策編）の素案作成に向けた効果的かつ実効性のある提案内容となっているか。 	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係者等との会議等の実施方法について、適切かつ効果的な提案となっているか。 	15
価 格	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要領3（4）の条件から算出された価格に対し、以下の式により価格評価点とする。 $\text{（提案者のうち最も低い価格）} \div \text{（当該提案者の価格）} \times 10 \text{点}$ <ul style="list-style-type: none"> ※小数点以下切り捨て 	10
評価の合計		100点

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提 案 者 住所

会社・法人等名称

代表者名

印

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託公募型プロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に記載されている事項を承諾の上、下記の委託に係る企画提案に必要な書類を添えて参加申込みします。

また、応募要領に記載の参加資格要件を満たしていること及びこの申込書記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名 小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務

【 連絡先 】

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

業務実施体制

1 総括責任者

総括責任者	職 名	
	氏 名	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

2 担当者

担当者	職 名	
	氏 名	
本業務での担当 業務内容		
業務経歴等		

※ 期間中を通して本業務に従事できる総括責任者、担当者を記入すること。

※ 担当者の調書は、担当者的人数に応じて複写し、別葉にて記入すること。

3. 業務体制全体図 別紙のとおり (※任意様式で添付してください。)

業務実績調書

※ 過去5か年（平成29年度～令和3年度）に取り組んだ事業のうち、今回の業務内容と類似しているものがあれば、当業務に生かせるノウハウ等がわかる形で記載してください。

※ 資料添付可

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

提 案 者 住 所

会 社 ・ 法 人 等 名 称

代 表 者 名

印

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務委託公募型プロポーザル応募要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出します。なお、提出書類のすべての記載事項に相違ないことを誓約します。

【提出書類】

- 企画提案書別紙【任意様式】
 業務工程表【任意様式】

総括責任者

会社・法人等名称	
職名・氏名	
住 所	〒
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

誓約書

小樽市長 迫 俊哉 様

私は、小樽市が実施する小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務の公募型プロポーザルの申込みに当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、プロポーザルへの参加資格又は最適な提案者としての資格を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、小樽市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

住 所

会社・法人等名称

代表者名

印

質 問 書

令和 年 月 日

小樽市長 迫 俊哉 様

住所
会社・法人等名称
代表者名

小樽市地域再エネ導入戦略策定事業業務に係る公募型プロポーザルについて、下表各項目のとおり質問します。

質問事項	頁	質 問 内 容

※質問事項の例 … 仕様書、企画提案書、業務実施体制など

※A4用紙（片面）とし、必要に応じて複写して使用すること。

※質問内容は簡潔に記載すること。

【担当者連絡先】

所属
役職氏名
電話番号
電子メール